

市有財産売払公告

市有財産(物品 自動車)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を個別に入札に付し、各々売り払う。

(自動車)

物件番号	財産名称	登録	排気量(L)	走行距離(km)	予定価格(円)	入札保証金(円)
1 - 1	スバル 軽貨物バン	H18	0.65	100,479	20,000	2,000

※予定価格とは、あらかじめ生駒市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できること。
- (3) 生駒市が定めるガイドライン及び KSI 官公庁オーバークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できること。
- (4) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること
- (5) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であるもの。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み(本申込み)は、令和8年2月3日(火)までに所定の申込書により生駒市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、令和8年2月3日(火)消印有効。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1)場所 生駒市東新町8番38号 生駒市役所総務部総務課総務係

(2)時間 令和8年1月14日(水)13時から令和8年3月3日(火)17時まで

5 入札説明書(生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン)を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 現地見学会(車両見学会)を行う場所及び日時

車両	日時	展示場所	連絡先
物件番号 1-1	令和8年2月18日(水) 9時～11時	奈良県生駒市東新町 8-38	生駒市総務部総務課 0743-74-1111

ただし、見学を希望する場合は、電話で2月17日(水)15時までに申し込みなければならない。

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和8年2月17日(火)13時から令和8年2月24日(火)13時まで
- (3) 開札 令和8年2月26日(木)17時から

8 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、生駒市が定めた入札保証金を、入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和8年3月5日(木)17時15分までに契約を締結し、同時に生駒市が定めた契約保証金を納付しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和8年3月10日(火)11時までに、生駒市が指定する口座に銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(生駒市インターネット公有財産売却ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、生駒市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

14 その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり。充分理解した上で入札すること。また生駒市は契約不適合責任を負わない。

(2) 引渡に関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。また、「生駒市役所」「防犯パトロール」の文字があるものについては、引渡後2週間以内に「生駒市役所」「防犯パトロール」の文字を消し、その写真を提出すること。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

生駒市総務部総務課総務係（生駒市東新町8番38号）

電話番号 0743-74-1111(内3061)

(4) 契約書作成の要否 要